

清瀬市意思疎通支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第2号の規定する、意思疎通支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、聴覚、言語機能、音声その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある者に、手話通訳者又は要約筆記者(以下においてこれらを「意思疎通支援者」という。)の派遣を行い、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する、聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）その他の障害のために意思疎通に支援を必要とする者
- (2) 聴覚障害者等を主たる構成員とする清瀬市内の団体
- (3) 聴覚障害者等を対象とした事業を実施する公共団体及び公共的団体等
- (4) 清瀬市が主催する主な行事の担当課長等
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

(派遣対象となる事項)

第4条 派遣対象となる事項は次の各号のいずれかに該当するもので、営利を目的とする活動又は特定の政党・政治若しくは宗教に関する活動は対象にならない。派遣時間は1回につき8時間を限度とする。

- (1) 通院等健康管理に関すること
- (2) 高等学校卒業までの子どもの学校教育に関すること
- (3) 公的機関への申請、手続き、相談等で社会生活に必要と考えられること
- (4) 就職活動に関すること
- (5) 公的機関の主催する講演会、説明会の参加
- (6) 住居に関すること
- (7) 慶弔、地域交流に関すること
- (8) 清瀬市の主催する事業の参加
- (9) その他の社会通念に照らし合わせ、派遣することが適当と判断できるもの

(派遣対象者の申請・登録手続き)

第6条 第3条の第1号(1)から(3)に該当する者が、意思疎通支援者の派遣を希望する場合は、意思疎通支援者派遣登録申込書により市長に申請するものとする。市長は要領に基づき意思疎通支援者の派遣を行うことができる（以下「派遣対象者」という。）と決定した場合は、申請者に意思疎通支援者派遣登録決定通知書により通知するものとする。

2 意思疎通支援者のうち要約筆記者の派遣登録を申請できるのは、手話を理解できない者又は要約筆記でなければ意思疎通に支障が生じる者と支障が生じる場合とする。

3 第1項の規定により派遣対象者に決定した者を「意思疎通支援者登録者名簿」に登載し、登載後は派遣対象者からの申請を受けて意思疎通支援者を派遣することができる。

4 第1項の派遣対象者が事業を利用する必要がなくなった時、転出した時、死亡した時は「意思疎通支援者登録者名簿」から除くものとする。

(派遣の申し込み)

第7条 派遣対象者が意思疎通支援者の派遣を申請する場合は、手話通訳者派遣申込書又は要約筆記者派遣申込書により次のいずれかの方法で、派遣対象の事業が行われる7日前までに市長に申し込みを行う。

(1) 障害福祉課窓口 (2) 電子申請 (3) ファクシミリ (4) 郵送

(派遣の決定)

第8条 市長は第7条に規定する申請があった時は、その内容を審査し、派遣の決定をした時は意思疎通支援者を派遣する。

2 意思疎通支援者の派遣は、次の委託団体に派遣を依頼する場合以外は市登録手話通訳者に依頼するものとする。この場合において、市長と委託団体は別途委託契約をするものとする。

委託契約団体に派遣を依頼する場合
・市登録手話通訳者の派遣調整が困難な場合
・派遣先が遠方である場合
・その他委託団体による派遣が適切と市が判断した場合
・要約筆記者の派遣

(派遣報告・謝礼)

第9条 意思疎通支援者のうち市登録手話通訳者は報告書と請求書を実施月の翌月末までに提出する。市長は報告書を確認したうえで、請求書を受理した日から30日以内に謝礼を支払う。委託団体の派遣の報告・委託料の支払いは委託契約に基づいて行う。

(利用者負担)

第10条 派遣費用は無料とする。ただし、市登録手話通訳者を東京都内、所沢市及び新座市以外の場所に派遣する場合、西武池袋線清瀬駅から待合せ場所までの交通費は派遣対象者の負担とする。また、派遣対象者と意思疎通支援者が待合わせた以降に発生した交通費その他の雑費等は派遣対象者の負担とする。

(意思疎通支援者)

第11条 意思疎通支援者のうち市登録手話通訳者は、次の各号のいずれかに該当する者で、それを証する書類を添付の上、市登録手話通訳者の登録に係る申請書により、市長に登録の申請を行う。

- (1) 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)に合格し登録を行っている者
- (2) 社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国统一試験に合格している者
- (3) その他市長が特に認める者

(市登録手話通訳者の登録等)

第12条 市長は、前項の申請をした者について適当と認めるときは、市登録手話通訳者登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録し、市登録通訳者の登録の決定に係る通知書により通知すると同時に、清瀬市登録手話通訳者証を交付する。

- 2 市長は毎年、市登録手話通訳者に登録の意思確認と連絡先などの現況報告を求め登録台帳を管理する。
- 3 市長は通訳活動中に発生した事故に対して加入する傷害保険の範囲で保障を行う。
- 4 市長は必要に応じ、意思疎通支援事業を円滑に実施するため市登録手話通訳者の情報交換会を開催できる。

(意思疎通支援者の責務)

第13条 市長は意思疎通支援者に聴覚障害者等の社会参加が促進されるよう務めるとともに、次の各号に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (2) 意思疎通支援者として知識及び技術の向上に努めること。
- (3) 市長から派遣の要請があった時は協力すること。
- (4) 依頼者の意思を尊重し、意思疎通支援者の一方的な判断による疑問の提起又は助言などを行わないこと。

(意思疎通支援者の登録の取り消し)

第14条 市長は、市登録通訳者が次の各号の一に該当した時は、登録を取り消すことができる。

- (1) 市登録通訳者から登録を辞退する申し出があったとき。
- (2) 第13条に規定する責務に反する行為があったとき。
- (3) 市長が市登録通訳者として不相当と認めたとき。

(派遣謝礼等)

第15条 市登録通訳者の派遣謝礼は表1のとおりとする。ただし、第11条第1号及び第2号の者については表2を派遣謝礼とする。なお、委託団体の派遣委託料は委託契約に基づく。

表1

派遣時間	謝礼額
当初2時間00分まで	3,500円
その後1時間ごとに	1,000円

表2

派遣時間	謝礼額
当初2時間00分まで	4,200円
その後1時間ごとに	1,000円

- (1) 時間の端数が発生した場合、1時間に満たない端数は切り上げる。
 - (2) 派遣の請求時間は利用者が指定した待ち合わせ時間から、通訳業務終了までとする。
- (その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行日の前日において市登録手話通訳者として登録されている者については、第11条の規定に関わらず、市登録手話通訳者登録台帳の登録者とみなす。
- 2 この要領の施行日の前日において意思疎通支援者登録者名簿に登録されている派遣対象者については、第6条の規定に関わらず、派遣対象者とみなす。